

プロジェクト リース

項目 第 525 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 525 回企業会計基準委員会（2024 年 5 月 9 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 単体財務諸表への適用

### （連結財務諸表と単体財務諸表の会計処理との関係）

2. 連結財務諸表と単体財務諸表の会計処理を同じにすることの懸念は理解できるものの、会計処理を連結財務諸表と単体財務諸表で同一にするメリットとデメリットを比較すると、利用者の立場からはメリットの方が大きいと考える。
3. 連結財務諸表と単体財務諸表の会計処理を同一とすることによりグループ企業の業績を同じ会計基準ベースで把握できる方が経営管理の効率化に寄与すると考える。したがって、上場会社においては、連結財務諸表と単体財務諸表で異なる取扱いとすることは望ましくないと考える。
4. 連結財務諸表と単体財務諸表の会計処理を同一とすることについて、これまでの議論を覆すほどの理由は見出せないと考える。仮に同一としない場合、会計処理が却って複雑になる可能性があると考ええる。

### （税法との関係）

5. 会計と税務がそれぞれで決定されることは理解できるものの、関係者の税の懸念は強いと考えられるため、アウトリーチを行い十分な意見交換を行うことが重要であると考ええる。
6. 連結財務諸表と単体財務諸表で会計処理を一致させることが合理的であることは理解するが、特に税務に与える影響は利害関係者の意見を踏まえつつ、慎重に検討すべきと考えられるため、利害関係者に税務の煩雑さを明確にした上で連結財務諸表と単体財務諸表の会計処理を分離せずに議論を継続すべきかどうかヒアリングすることが考えられる。
7. 消費税の関係については何か対応できる余地がないか引き続き検討が必要と考える。

### （上場企業以外の企業への配慮）

8. 企業規模に応じた簡便的な取扱いについては何か対応できる余地がないか引き続き検討が必要と考える。
9. 会社法上の大会社への実務上の配慮への対応の観点から、借手のリース期間の簡便的な取扱いについては、連結会社相互間の取引に限らず単体財務諸表での適用を認めることも考えられる。

**(連結会社相互間取引のリース取引に関する簡便的な取扱い)**

10. 連結会社相互間取引の簡便的な取扱いについて検討する余地があると考えため、引き続き検討いただきたい。
11. 連結会社相互間のリース取引については、本会計基準案をそのまま適用することは、コスト・ベネフィットに見合わない可能性があるため、検討を進めることに賛成する。リースの識別については、指図権の判断に関して手当を設けることも考えられるが具体的な手当を設けることが難しいと考えられる。一方、借手のリース期間については何らかの対応が可能であるように思われるため、引き続きご検討いただきたい。
12. 連結会社相互間のリース取引に関して、リースの識別については一律に適用可能な簡便的な取扱いを定めることは難しく、個別に判断せざるを得ないと考え。一方、借手のリース期間については経済的インセンティブの判断が難しいことを踏まえると、貸手のリース期間と同じような取扱いを一律に認めることが良いと考える。

**貸手の基本となる会計処理（文案の検討）**

13. 今回の対応案は全体的に前回の事務局提案と比べると関係者の懸念により対応する内容となっているため、対応の方向性には賛成する。しかしながら、本適用指針案第 67 項の変更案に関しては、第 3 法を適用する企業においては現金購入価額と現金販売価額に差がない想定取引を主たる定めとして記載する方が現行の企業会計基準適用指針第 16 号との関係から適切と考える。

以 上